

「京都市京町家保全・継承推進計画」の策定（平成31年2月）

（平成30年2月 「京都市京町家保全・継承審議会」設置（計6回開催） ⇒ 同年10月 「京都市京町家保全・継承推進計画」（答申） ⇒ 同年11月 計画案に対する市民意見募集）

1 意識の醸成

(1) 京町家所有者とその家族（子、子以外の親族）の意識の醸成

方向性	項目	令和4年度の取組																											
1 意識への働きかけの推進	京町家の保全・継承に関する様々な取組等の周知																												
	① 京町家に関する様々な情報の効果的な伝達	ア 京町家所有者等への制度の案内 個別指定・指定地区内の京町家への解体の事前届出制度や指定京町家改修補助金等の周知（令和4年10月）																											
	② 条例に関する普及啓発	イ 指定の事前周知 ・ 個別指定京町家所有者への指定制度や解体の事前届出制度、指定京町家改修補助金等の周知（令和4年8・9月、令和5年1・2月） ・ 地区指定の事前説明会での指定制度や解体の事前届け出制度、指定京町家改修補助金等の周知（令和4年11月、令和4年12月） ウ 個別指定京町家所有者への意向調査 所有者のお悩みごとや将来の意向等を把握し、今後の支援にいかすための意向調査を実施（令和4年10月） エ 事業者への条例の義務付け等の周知 ・ 府内の解体工事業者（約1,800件）及び市内の建設業者（約2,380件）へのチラシの郵送（令和5年1月） ・ 京都府の建設業許可・解体工事登録窓口でのチラシの配布、近畿地方整備局の建設業許可窓口でのチラシの配架（令和4年9月～） ・ 京都府宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会京都府本部会員への周知（令和5年2・3月～） ・ 京町家条例に違反して個別指定及び指定地区内の京町家を解体した業者（48社）への条例の義務付けなどを認知いただくための文書（違反通知）の送付（令和4年9月、令和5年2月） オ 大学生等向けの講義の実施 明治大学、奈良県立大学及び京都洛南ロータリークラブ等からの依頼により、京町家の保全・継承に関する講義を実施																											
	価値の共有																												
	③ 京町家カルテ（京都市景観・まちづくりセンター）	交付件数 3件（累計437件） ※平成23年度～																											
④ 個別指定の京町家を示すプレートの作成や価値を知ってもらうための個別指定京町家レポートの作成	ア 個別指定の京町家を示すプレート プレートの交付件数 39件（累計198件） ※令和元年度～ イ 個別指定京町家レポート 交付件数 4件（累計25件） ※平成30年度～																												
2 専門的知識を持つ相談員の充実	⑤ 京町家再生セミナー（京都市景観・まちづくりセンター）	開催回数 9回（うち、京町家会場での開催2回）																											
	⑥ 京町家に関する相談員制度の改善、事業者団体と連携した相談体制の充実	京町家相談員（令和元年8月1日募集開始） ア 登録者数：91名（令和5年4月1日現在） （内訳） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">＜公募＞ 67名</th> <th colspan="2">＜団体推薦＞ 24名</th> </tr> <tr> <th>登録区分</th> <th>登録人数</th> <th>登録区分</th> <th>登録人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地建物取引士</td> <td>26名</td> <td>不動産鑑定士</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>建築士</td> <td>23名</td> <td>土地家屋調査士</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>大工</td> <td>11名</td> <td>弁護士</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>税理士</td> <td>7名</td> <td>司法書士</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>行政書士</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table>	＜公募＞ 67名		＜団体推薦＞ 24名		登録区分	登録人数	登録区分	登録人数	宅地建物取引士	26名	不動産鑑定士	8名	建築士	23名	土地家屋調査士	3名	大工	11名	弁護士	6名	税理士	7名	司法書士	4名			行政書士
＜公募＞ 67名		＜団体推薦＞ 24名																											
登録区分	登録人数	登録区分	登録人数																										
宅地建物取引士	26名	不動産鑑定士	8名																										
建築士	23名	土地家屋調査士	3名																										
大工	11名	弁護士	6名																										
税理士	7名	司法書士	4名																										
		行政書士	3名																										

		イ 京町家相談員スキルアップ研修の開催 開催日：令和4年11月24日（木） 内容：中京区の改修済み及び改修予定の2軒の京町家を見学 受講者数：12名（うち講師2名） ウ 相談受付件数：26件（参考）京町家なんでも相談受付件数：389件
--	--	---

(2) 京町家の使用者、事業者、市民等の意識の醸成①

	方向性	項目	令和4年度の取組
1	多様な情報発信の展開	① 京町家に関する情報の効果的な発信	ア 条例に基づく地区指定に向けた事前説明会の開催 古門前通元町：令和4年11月8日、伏見街道（直違橋通）：令和4年12月8日 イ 京町家の総合情報サイト「京町家を未来へ」のリニューアル等 <ul style="list-style-type: none"> 総合情報サイト（平成30年3月開設）を令和4年4月1日にリニューアルし、コンテンツの充実を図るとともに、リニューアル後も、閲覧者が京町家に関する支援制度等の幅広い情報が得られるようコンテンツを追加 京町家の活用の喚起を図ることを目的として、住居、店舗、オフィス、大学キャンパス、教育の場など、多様な活用者へのインタビューを行い、活用事例としてサイトに掲載 ウ 「京町家ショートストーリー」の発行 「京町家」をテーマに、本冊子でしか読めないストーリーを京都にゆかりのある作家さんに書き下ろしていただき、本冊子をきっかけに、これまで京町家に触れる機会がなかった方や作家さんのファンなどに、京町家に興味を持っていただくことを目的に発行。いしいしんじさん、大石直紀さん、望月麻衣さんに執筆いただいたオリジナルストーリーを収録し、巻末では、物語の舞台となった京町家の魅力を知っていただくため、京町家の間取りや外観の特徴などを紹介 エ VRで京町家体験 京町家に触れたことがない方などに、気軽にVRで京町家を「体験」してもらい、京町家に興味・関心を持っていただくきっかけとするために制作。各所の説明書きを日本語と英語の併記にすることで、海外の方にも京町家の魅力を発信できるものとした。 一般的な京町家（一列三室型）と大塀造の京町家の2パターンを制作し、総合情報サイト「京町家を未来へ」で公開するとともに、様々な方に見ていただけるよう京都市等が管理しているポータルサイトにバナーやリンクを掲載 オ まち・ひと・こころが織りなす京都遺産 テーマ6「京町家とその暮らしの文化」のパンフレットを各所で配布
		京町家の魅力発信	
		② 京都を彩る建物や庭園	<ul style="list-style-type: none"> 選定件数 587件 認定件数 215件
		③ 京都とパリの大学が中心となった都市デザインに関するワークショップの実施	（平成30年度に、京都・パリ友情盟約締結60周年記念事業「京都・パリ 都市・建築 学生ワークショップ」（開催期間：平成31年2月18日～22日（5日間））として、日仏の大学生の混成チームが、フィールドワークやグループワークを通して「自然・緑」という観点から京都を再考し、今後の建築と都市の在り方等について検討した結果について、公開で講評会を開催）

(3) 京町家の使用者、事業者、市民等の意識の醸成②

	方向性	項目	令和4年度の取組
1	教育教材の充実	① 京町家の生活文化等に関する教育研修プログラムの作成や学習機会の創出	（令和元年度～令和2年度に、平成30年度に制作した京町家の学習教材「京町家のいろは」等を活用し、京都聖母学院高等学校のライフマネジメント講座において京町家の魅力や活用等に関する講義等を実施）

2 維持修繕及び改修の推進

(1) 改修等に対する助成や改修資金の確保の円滑化

方向性	項目	令和4年度の取組																																					
1 改修等の費用に対する支援	① 京町家の改修等に対する助成制度の創設、充実等																																						
	耐震改修の促進																																						
	ア 耐震改修工事に係る助成制度の充実	耐震診断士派遣 一定の要件を満たす木造住宅又は京町家等に対して、耐震診断士を派遣 木造住宅耐震診断士派遣実績：241件、284戸（京町家等111件、140戸） ※ まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業は令和4年度から休止																																					
	大規模修繕、維持修繕の促進																																						
	イ 京町家改修助成制度の創設	指定京町家改修補助金（平成30年10月1日～） 個別指定及び指定地区内の京町家の維持・保全に必要となる改修工事に要する費用に対して補助を行った。 ・ 補助額：補助率 補助対象費用の1/2 補助限度額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助限度額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区指定</td> <td>1,000千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個別指定</td> <td>2,500千円</td> <td>うち、内部・設備は上限額各600千円</td> </tr> </tbody> </table> ・ 実績： <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区指定</td> <td>1件</td> <td>3件</td> <td>44件</td> <td>26件</td> <td>34件</td> <td>108件</td> </tr> <tr> <td>個別指定</td> <td>6件</td> <td>21件</td> <td>43件</td> <td>61件</td> <td>40件</td> <td>171件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7件</td> <td>24件</td> <td>87件</td> <td>87件</td> <td>74件</td> <td>279件</td> </tr> </tbody> </table> ・ 主な活用事例：屋根の葺き替え、外壁の修繕、建具の補修、畳・襖・雨戸の取替え、配管更新		補助限度額	備考	地区指定	1,000千円	—	個別指定	2,500千円	うち、内部・設備は上限額各600千円		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計	地区指定	1件	3件	44件	26件	34件	108件	個別指定	6件	21件	43件	61件	40件	171件	計	7件	24件	87件	87件	74件	279件
		補助限度額	備考																																				
地区指定	1,000千円	—																																					
個別指定	2,500千円	うち、内部・設備は上限額各600千円																																					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計																																	
地区指定	1件	3件	44件	26件	34件	108件																																	
個別指定	6件	21件	43件	61件	40件	171件																																	
計	7件	24件	87件	87件	74件	279件																																	
ウ 京町家維持修繕助成制度の創設	個別指定京町家維持修繕補助金（平成30年10月1日～） 個別指定京町家の日常的に必要となる維持修繕に要する費用に対して補助を行った。より多くの方に御利用いただけるよう建物の健全化に必要な工事（防蟻処理）の補助単価の見直しを行った（令和5年4月1日から施行）。 ・ 補助額：補助率 補助対象費用の1/2、補助限度額 200千円 ・ 実績： <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件</td> <td>7件</td> <td>7件</td> <td>5件</td> <td>10件</td> <td>30件</td> </tr> </tbody> </table> ・ 主な活用事例：庇板金修理、防蟻処理、建具修繕	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計	1件	7件	7件	5件	10件	30件																										
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計																																		
1件	7件	7件	5件	10件	30件																																		
歴史的風致形成建造物等への指定、助成																																							
エ 歴史的風致形成建造物等の指定拡大に必要な調査件数、及び助成件数の充実	歴史的風致形成建造物等の指定に向けた調査 実績：6件（歴史的風致形成建造物4件、景観重要建造物2件） ※ 歴史的風致形成建造物指定を受けた個別指定京町家の修理・修景等に対する助成は令和4年度から休止																																						
オ 景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物の指定・助成	（ア）景観重要建造物の指定・助成 ・ 新規指定件数 3件（うち、京町家 1件）※歴史的風致形成建造物との重ね指定1件（うち、京町家1件）含む。 ・ 改修助成件数 11件（うち、京町家 7件） （イ）歴史的風致形成建造物の指定・助成 ・ 新規指定件数 16件（うち、京町家11件）※景観重要建造物との重ね指定1件（うち、京町家1件）含む。 ・ 改修助成件数 5件（うち、京町家 2件）																																						

		カ 京都市指定有形文化財建造物等の指定・助成	<ul style="list-style-type: none"> 新規指定件数（建造物）2件（うち、京町家0件） 文化財補助事業補助金交付件数36件（うち、京町家5件）
		空き家活用の促進	
		キ 空き家活用・流通支援等補助金	※ 令和4年度から休止
	② 京町家の改修等における資金調達の円滑化		
		資金調達の多様化	
		ア 京町家まちづくりファンド （京都市景観・まちづくりセンター）	<ul style="list-style-type: none"> 選定件数 2件（京町家の改修1件、通り景観の修景1件） 助成件数 3件（令和3年度選定分3件）
		イ 京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業 （京都市景観・まちづくりセンター）	（事業の開始時と比較して多くの事業者が投資型クラウドファンディングに参入し、民間事業者による環境が整っていることや、令和3年度に出資元の民間都市開発推進機構から確実に着手できる案件がない場合は、出資金を返還するよう要請があったことなどにより令和4年度に廃止）
		ウ ふるさと納税の募集	寄付金実績（申込額） 15,035件、8億5,028万円 ※ 申込額であるため、今後変動が生じる可能性あり ※ 令和3年度から景観及び歴史的風致の用途と併せて募集。京町家保全・継承事業で使用できる額は、受入額から事務費等を差し引いた額
		融資の促進	
		エ 京町家カルテ、京町家プロフィール （京都市景観・まちづくりセンター）	(ア) 京町家カルテ（平成23年度～）（再掲） 発行件数 3件（累計437件） (イ) 京町家プロフィール（平成28年度～） 発行件数94件（累計465件）

(2) 日常的な維持管理への支援

	方向性	項目	令和4年度の実施
1	市民活動団体等の活動とつないでいくための支援	① 市民活動団体等の取組に関する情報を利用しやすい環境の整備	今後検討

(3) 改修等の技術的な支援

	方向性	項目	令和4年度の実施
1	改修等の技術的支援の強化	① 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例を活用した建築基準法の適用除外制度の周知等	<p>ア 「建築基準法の適用除外制度」の活用に関する説明会開催</p> <p>京町家耐震診断士を対象として、京町家の耐震診断のポイント・注意点の解説と合わせて、京町家の増築を可能とする本制度を活用するための方法についての説明会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和5年3月20日（月） 会場：京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム 参加者数：30名 <p>イ 京町家再生セミナーにおける「建築基準法の適用除外制度」の説明</p> <p>本セミナーにおいて、令和3年11月改訂の「京町家できること集」の内容やポイントをわかりやすく解説するとともに、本制度について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和4年6月23日（木） 場所：オンライン開催（オンラインでの参加が難しい方は、京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルームで受講） 参加者数：47名

		<p>ウ 木製防火雨戸の試作品の公開及び説明会開催</p> <p>令和3年4月に国土交通大臣の認定を取得した「木製防火雨戸」について、実際に見て、触れることで、雨戸の魅力を体感いただくとともに、雨戸設置の検討や設計等に活用いただくため、試作品を製作し公開した。また、当該雨戸を広く知っていただくとともに、活用が進むよう試作品を用いた説明会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開場所：京都市景観・まちづくりセンター 展示スペース（ひと・まち交流館京都 地下1階） ・ 説明会概要：本市から雨戸の概要等を説明するとともに、試作品の製作に携わった京都府建築工業協同組合から、雨戸の製作期間やコスト、詳細な納まり等について解説 ・ 日時：令和4年11月4日（金）午後2時～午後3時30分 ・ 場所：京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム ・ 参加者：22人
	② 「京町家できること集」の周知	<p>ア 京町家再生セミナーにおける「京町家できること集」の説明</p> <p>令和3年11月改訂の「京町家できること集」の内容やポイントをわかりやすく解説し、「京町家でできること」の数々を改めて説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日：令和4年6月23日（木） ・ 場所：オンライン開催（オンラインでの参加が難しい方は、京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルームで受講） ・ 参加者数：47名 <p>イ「京町家できること集」の周知</p> <p>引き続き、京都市情報館や京町家の総合情報サイト「京町家を未来へ」において周知</p>

(4) 適切な改修方法等の普及促進

	方向性	項目	令和4年度の実績
1	改修等の技術的支援の強化	① 京町家改修マニュアル等による改修事例の普及	令和元年度に発行した既存の京町家を改修する際に留意してもらいたいポイントを啓発する冊子「京町家をリノベする、その前に。」（発行：京都市景観・まちづくりセンター）を周知することにより、京町家の魅力をいかしたリノベーションの促進を図った。

3 継承及び流通の促進

(1) 不動産流通に係る環境整備

	方向性	項目	令和4年度の実績
1	京町家の流通・活用を促進する仕組みの充実	① 京町家マッチング制度の整備・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録団体数 7団体（102事業者）（令和5年4月1日現在） ※登録団体の募集は、平成30年5月1日から開始（京都府不動産コンサルティング協会、京都府建築工業協同組合、京都府宅地建物取引業協会、全日本不動産協会京都府本部、京町家作事組、京町家居住支援者会議、京町家情報センター） ・ 活用件数 51件（平成30年度：11件、令和元年度：7件、令和2年度：13件、令和3年度：10件、令和4年度：10件）
		② 市の介在する京町家の賃貸モデル事業	20年程度空き家になっていた中京区の大塚造の大型京町家の活用事業者を募集した結果、令和4年11月に、市内の町家建築を行う工務店及び同社が発起して設立した町家づくりの技術を保全・継承するNPO法人のオフィス兼社宅として活用されることとなった。
		③ 民間資金による京町家再生ファンドの構築に向けた調査・研究	（平成30年度に実施した投資ファンドや金融関連事業者へのヒアリングの結果から、京町家の規模や用途等と資金の出し手との組合せや京町家への融資・投資における課題を分析した結果を踏まえ、京町家に対する資金調達の円滑化のための手法や行政の支援の在り方を検討）
		④ 固定資産税の納税通知書への啓発チラシの同封・発送	（平成30年度に、遠隔地に居住しているため情報が届きにくい所有者も含め、京町家の保全・継承に繋がる窓口等の情報を所有者に直接届け、保全・継承に向けた行動を起こすきっかけとするため、固定資産税の納税通知書に、条例、協議の申出、解体届等についての周知チラシを同封・発送）

(2) 相続の円滑化の促進

	方向性	項目	令和4年度の取組
1	専門的知識を持つ相談員の充実	① 相続に関する相談体制の充実	平成30年度に充実した京町家相談員の体制*を引き続き運用するとともに、令和3年度に新規登録者を募集し、登録体制の増員(79名→95名(令和4年度に4名の辞退があったため、現在は91名))を図った。 ※ 新たに、弁護士、司法書士、行政書士など、法律分野の方を京町家相談員に登録
2	相続税の減免措置の対象となる京町家の充実	② 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物等の指定の推進	ア 景観重要建造物の指定(再掲) 新規指定件数 3件(うち、京町家 1件) ※歴史的風致形成建造物との重ね指定1件(うち、京町家1件)含む。 イ 歴史的風致形成建造物の指定(再掲) 新規指定件数 16件(うち、京町家11件) ※景観重要建造物との重ね指定1件(うち、京町家1件)含む。

4 改修等に関する技術・技能の継承の推進

	方向性	項目	令和4年度の取組
1	京町家の改修技術・技能等について学ぶ機会の充実	① 専門家育成に関する講座の開催	京町家相談員スキルアップ研修の開催(再掲) ・開催日:令和4年11月24日(木) ・内容:中京区の改修済み及び改修予定の2軒の京町家を見学 ・受講者数:12名(うち講師2名)
2	技術者・事業者に対して発信する情報の充実	② 建具等の再利用に関する情報発信の充実	建具等の再利用に取り組んでいる団体を京町家の総合情報サイト「京町家を未来へ」に掲載するとともに、解体相談等において建具等の再利用を勧奨 解体に至った京町家の建具等の再利用件数 累計12件
		③ 京町家の耐震診断・耐震改修指針の普及啓発	ホームページへの掲載による周知

5 自治組織、市民活動団体等の取組の推進

	方向性	項目	令和4年度の取組
1	地域と連携した京町家の保全・継承	① 京町家の保全・継承に向けたまちづくり活動の支援	ア 平成30年度作成の所有者の疑問に答える形式のリーフレット「京町家は残さないといけないの?」を窓口等で配布 イ 伏見街道(直達橋通)地区の地区指定において、関係学区の市政協力委員会、社会福祉協議会、自治連合会、町内会及び商店会と意見交換を行いながら指定範囲を決定
		② 京町家の保全・継承に意欲的な地区や京町家の指定	令和2年2月より、市民の方から指定候補となるような地区や個々の京町家の情報募集を開始 ・令和4年度応募件数:27件(累計:97件) ・令和4年度指定件数:8件(累計:54件*) ※うち、3件は応募時点で指定済み
		③ 地域連携型空き家対策促進事業	地域連携型空き家対策促進事業の取組地域の拡大
2	自主的な活動への支援	① 地域景観づくり協議会、防災まちづくり活動団体の認定	ア 地域景観づくり協議会の認定地域の拡大 令和4年度認定:祇園町南側地区協議会 イ 防災まちづくり活動団体の認定 令和4年度認定:本能学区自主防災会(中京区)、梅屋学区自主防災会(中京区)

6 各主体の連携・協力の推進に向けた交流の促進

	方向性	項目	令和4年度の取組
1	他都市との連携の推進	① 他都市との連携の推進	他都市と連携した町家等の保全・継承の機運の醸成、国制度の改善要望、先進事例の研究等を検討する基礎資料とするため、令和4年11月に、町家が多く残存する都市に対して、町家の残存状況や取組状況、国制度の改善要望状況等を把握するための調査を実施
2	専門家・団体による協働ネットワークの形成	② 京町家等継承ネット (事務局：京都市景観・まちづくりセンター)	<p>ア 京町家等継承ネット全体会議の開催 令和4年6月23日(木)</p> <p>イ 京町家等のクリエイティブ拠点創出に向けた企業誘致推進事業 国土交通省補助「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」に採択され、令和3年度から引き続き本事業を実施</p> <p>(ア) 京町家等の不動産情報ポータルサイト「MATCH YA」の拡充 京町家等継承ネットにおいて、京町家等の活用者となる、新たな担い手を掘り起こし、企業や起業家などの活動拠点を誘致することを目的として、令和3年度に開設したポータルサイト「MATCH YA (マッチヤ)」を次のとおり拡充した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住居兼研修施設、オフィス、店舗兼宿泊施設などの多様な活用事例の掲載 ② 実在の京町家を題材として、利活用希望者のニーズを踏まえて、クリエイター目線の活用イメージ、改修費や賃料などコストの検証、改修のためのモデル設計を専門家の協力により制作し公開 ③ 不動産情報(成約件数：売買9件、賃貸14件、計23件)や京町家関連情報(継承ネットの取組、What's 京町家、登録不動産事業者、協力不動産団体、公的指定等)を掲載 ④ 京町家拠点の魅力と配慮点 <p>(イ) ～新たなクリエイティブ拠点創出へ～「未来と町家をマッチする トークセッション2023」の開催 京町家等継承ネット(事務局：京都市景観・まちづくりセンター)において、京町家等の活用者となる新たな担い手の発掘の促進、及び京町家等の保全・継承に係る先進事例を広く紹介することを目的として、トークセッション2023の収録映像をポータルサイト「MATCH YA (マッチヤ)」で公開</p>

7 その他

	方向性	項目	令和4年度の取組
1	京町家と認められる新築等の住宅のあり方及び誘導策の検討	① 京町家と認められる新築等の住宅のあり方及び誘導策の検討	ガイドブック「新町家のすすめ」の周知を図るとともに、「新町家パートナー事業者」として、本市ホームページに8社・12事例を掲載。また、より多くの事例を紹介するため、新たに各パートナー事業者が考えるその他の住まいの実例として9事例を掲載